

昭和四十四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日に当り、その翌日)

◇ 告 示

生活保護法による指定医療機関の廃止
生活保護法による医療機関の指定
保険医療機関等の指定

目 次

国民健康保険法による療養取扱機関として申出の受理があつたものとみなされるもの
国民健康保険法によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出の受理
国民健康保険医として登録があつたものとみなされるもの
被爆者一般疾病医療機関の指定
普通母樹林の指定の解除
土地収用法による事業の認定
土地区画整理事業の事業計画の変更の縦覧
鳥取海区漁業調整委員会委員の選挙権を有する者の総数の三分の一の数

◇ 選 管 告 示

◇ 正 誤

昭和五十四年一月鳥取県告示第六十八号中訂正

告 示

鳥取県告示第九十号

生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十四条第一項の規定に基づき、指定医療機関から診療所を廃止した旨の届出があつたので、同規則同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十四年一月三十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
中村歯科医院	倉吉市越殿町一四〇五番地	昭和五十三年六月四日
田本歯科医院	米子市万能町九番地	昭和五十三年九月十一日

鳥取県告示第九十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条の規定に基づき、医療機関を次のとおり指定したので、生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十二条の規定により告示する。

昭和五十四年一月三十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第九十二号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、次のように保険医療機関の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第二条の規定により告示する。

昭和五十四年一月三十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

名称	所在地	指定年月日
中村歯科医院	倉吉市東岩倉町 二二五番地	昭和五十三年十二月十八日
田本歯科 わこう診療所	米子市西福原五二五番地	昭和五十三年十二月十九日
下山医院	米子市末広町四〇番地	昭和五十四年一月二十二日

名称	所在地	指定年月日
野嶋整形外科医院	米子市二本木字高木 四九二―三	昭和五十四年一月十六日
社会福祉法人恩賜財団済 生会支部鳥取済生会 境港病院	境港市米川町四四	〃
下山医院	米子市末広町四〇	昭和五十四年一月二十二日
圓道歯科医院	米子市東町九二	昭和五十四年一月一日

鳥取県告示第九十三号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十七条に規定する療養取扱機関として同法同条第三項の規定により申出の受理があつたものとみなされるものについて、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十四年一月三十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

療養取扱機関名	所在地	申出の受理の年月日
圓道歯科医院	米子市東町九二	昭和五十四年一月一日
下山医院	米子市末広町四〇	昭和五十四年一月二十二日

鳥取県告示第九十四号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十七条第五項の規定によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出を受理したので、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十四年一月三十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

療養取扱機関名	所在地	申出の都道府県名	申出の受理の年月日
圓道歯科医院	米子市東町九二	全国	昭和五十四年一月一日
下山医院	米子市末広町四〇	〃	昭和五十四年一月二十二日

鳥取県告示第九十五号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十九条第三項の規定により同法同条第一項に規定する登録があつたものとみなされるものを、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第九条の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十四年一月三十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

氏名	登録の記号及び番号	登録の年月日
木村 清	鳥国歯第三六七号	昭和五十三年十二月十六日

鳥取県告示第九十六号

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律（昭和三十二年法律第四十一号）第十四条の三第一項の規定に基づき、被爆者一般疾病医療機関を次のとおり指定したので、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律施行規則（昭和三十三年厚生省令第八号）第二十二条において準用する同規則第十二条の規

定により告示する。

昭和五十四年一月三十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

指定年月日	名称	所在地
昭和五十四年一月十三日	山本薬局	鳥取市行徳は四二五

鳥取県告示第九十七号

林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第九条第一項の規定に基づき、普通母樹林の指定を解除したので、同法同条第四項において準用する同法第五条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十四年一月三十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

普通母樹林

指定番号	指定解除年月日	樹種	所在場所	本数	面積	所有者の住所及び氏名
四十八	昭和五十四年一月三十日	あかまつ	西伯郡大山町豊房字向林三番地二〇八三	本一三五	本〇・三一	西伯郡大山町豊房山根貴成

鳥取県告示第九十八号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第二十條の規定に基づき、事業の認定をしたので、同法第二十六條第一項の規定により、次のとおり

告示する。

昭和五十四年一月三十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 起業者の名称

西伯町

二 事業の種類

西伯町立西伯病院施設整備事業

三 起業地

1 収用の部分

西伯郡西伯町大字倭字中原及び字中原西地内

2 使用の部分

なし

四 土地収用法第二十六条の二の規定による図面の縦覧場所

西伯町役場

鳥取県告示第九十九号

土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第五十五条第十三項において準用する同法同条第一項の規定に基づき、鳥取都市計画事業鳥取駅前土地区画整理事業の事業計画の変更を公衆の縦覧に供するので、土地区画整理法施行令(昭和三十年政令第四十七号)第三条の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十四年一月三十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥 取 県

【定価一部一箇月八百円(送料を含む)】

一 縦覧期間

昭和五十四年一月三十日から昭和五十四年二月十三日まで

二 縦覧時間

午前八時三十分から午後五時まで

三 縦覧場所

鳥取市今町二丁目二〇番地 鳥取県鳥取都市開発事務所

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第四号

昭和五十三年十二月五日現在における鳥取海区漁業調整委員会委員の選挙権を有する者の総数の三分の一の数は、次のとおりであるので、漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第九十九条第二項の規定により告示する。

昭和五十四年一月三十日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加 藤 章

鳥取海区において選挙権を有する者の総数の三分の一の数 二、六九七

正 誤

昭和五十四年一月鳥取県告示第六十八号(都市計画の変更に係る案の縦覧について)中次の箇所に誤りがあつたので、訂正する。

頁 段 行 誤 正

十一 下 終わりから十 引地四〇番地一四七 龍島五〇〇番地